

# 全国町村長大会

## 要 望

令和3年11月17日

全国町村会

## 14. 教育施策等の推進

(文部科学省・内閣府・総務省・財務省・国土交通省・デジタル庁)

子どもたちが豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として未来社会を自立的に生きるため、一人ひとりの個性に合わせた教育の実現を図るとともに、社会の形成に参画するための資質・能力を育成する教育環境を整備することが重要である。

よって、国は次の事項を実現すること。

### 1. 義務教育の充実改善

- (1) 地域の実情に応じ、創意・工夫を凝らした教育を行うため、人材確保等において地域格差が生じることのないよう十分に配慮した上で、権限及び財源を地方に移譲すること。

また、教職員配置や学校運営の在り方等、義務教育制度の検討に当たっては、町村の意見を十分に反映すること。

- (2) 地域住民の拠り所となっている小・中学校の消滅は、地域コミュニティの衰退を招き、地方創生にも逆行することから、少子化を理由として、強制的な学校の統廃合につながる機械的な教職員定数の削減は行わないこと。

- (3) 少人数学級を計画的に進めていくに当たっては、町村の意見を十分に踏まえ、地域の実情に応じた教職員の確保・質の向上を図ること。その際、少人数指導、専科指導、生徒指導などを担う加配教員を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。

- (4) 小規模校が多い離島・中山間地域等の学校においては、複式学級の解消も含めた教職員定数の改善を図ること。

- (5) 通級指導や外国人児童生徒等への教育に係る基礎定数化については、安定的・計画的な配置が可能となるよう、着実に進めること。その際、

へき地や対象児童生徒の少ない障害種などに対応する加配定数の削減は行わないこと。

- (6) 小・中学校の普通学級に在籍する、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）など障害のある児童生徒に対する特別の指導（「通級による指導」）の充実や、日常生活上の介助や学習指導上のサポートを行う「特別支援教育支援員」配置の促進に向けた財政措置の拡充、関係機関との連携調整等を担う「特別支援教育コーディネーター」の専任化を推進するための教職員定数の改善、特別支援学級の編成基準の引下げなど、特別支援教育の充実を図ること。
- (7) 小学校の外国語活動や中学校の外国語教育において、ALT 等を積極的に活用できるよう、JET プログラムを始め民間委託等について適切な措置を講じること。
- (8) 学校図書館図書整備等5か年計画に基づいて、学校司書の配置を促進するため、配置単価の引上げ等、十分な財政措置を講じること。
- (9) 食育の推進、食物アレルギーへの十分な対応のため、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準の見直しを行い、充実を図ること。
- (10) 児童生徒の健康管理、保健指導や心のケアの面で重要な役割を担う養護教諭を公立全小・中学校に配置できるよう、配置基準の見直しを行うこと。

## 2. GIGA スクール構想の推進

- (1) ICT を効果的に活用した教育が推進できるよう、ICT 環境整備（GIGA スクール構想）の費用に係る財政措置を継続・拡充すること。  
また、学習用ソフトウェアも含む端末の更新費用やランニングコスト等も含めて財政支援を講じること。
- (2) GIGA スクールサポーター及び ICT 支援員の配置水準を引き上げるとともに、財政措置を継続・拡充すること。  
また、教員の ICT 活用指導力の向上を図るため研修等の実施や指導事例等を周知する等支援を行うこと。

(3)「授業目的公衆送信補償金制度」については、町村に財政負担が生じないように、継続的な財政措置を講じること。

また、同制度を活用する際の手続等に係る周知を図ること。

(4) デジタル教科書導入については、児童生徒の心身の発達への影響や教職員の指導力の格差等生じることのないよう、導入の検討に当たっては、町村の意見を十分に反映するとともに、無償給付の対象にすること。

また、早期に導入する町村については、財政負担が生じることがないように、国の責任において財政措置を講じること。

3. 公立小・中学校施設等について、「新しい生活様式」も踏まえ、耐震化や老朽化対策と併せ、空調設備の設置、トイレ改修、学校給食施設の整備等の町村が実施を計画している教育環境整備に係る事業について、実際の経費と交付額の乖離をなくし、計画的に実施できるよう、十分な予算額を確保すること。

4. 老朽化した公立社会教育施設の安全の確保、長寿命化のための施設改修や建替え等、各種装置の高度化、施設の多機能化、省エネルギー化・バリアフリー化等の機能向上に対して国の財政措置を拡充すること。

5. 文化財保護行政は、当該自治体の負担が過重になっていることに鑑み、史跡等総合活用整備事業の拡充や、埋蔵文化財発掘調査等に対する補助制度の充実、専門人材育成・確保への支援など、文化財保護に対する適切な措置を講じること。

6. へき地児童生徒援助費等補助金の遠距離通学費については6年目以降も継続して交付すること。

また、離島高校生修学支援費と同様に、中山間地域等の高校通学が困難な全ての地域における生徒の通学費、住居費について支援すること。

7. 通常の貸切バスとスクールバスでは使用形態が大きく異なることから、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」が定める時間制運賃の算出方法について、スクールバスに適した見直しを行うこと。

8. 教育の機会均等、進路保障等の観点から、中山間地域の小規模高等学校について、離島と同様に教職員定数算定の特別枠を設けること。
9. 中学校で行われる休日の部活動の地域移行については、町村の意見を十分踏まえるとともに、外部指導者の確保に係る人的・財政的支援を拡充すること。

また、中学校における部活動指導員の配置については、地域の実情に応じて補助年数要件を緩和すること。